

# 水島港における 新たな港内交通管制 の導入について

**平成24年7月1日から、水島港港内航路において、次のとおり、AIS（船舶自動識別装置）を活用した新たな港内交通管制が導入されます。**

## 1. 航路内における管制船と管制対象船の行き会い管制（船の長さに応じた行き会い管制）

一定の条件のもと、港長が認め指示をした管制対象船は、出航信号（O）時、または、入航信号（I）時であっても、港内航路で管制船と行き会うことが可能となります。

## 2. 管制船が水島航路に入航する前に管制対象船を出航させる管制（入航信号（I）時における出航管制）

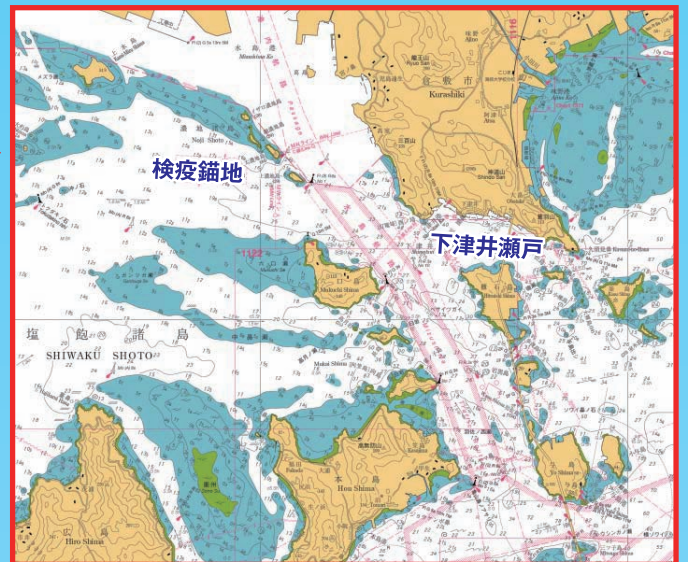
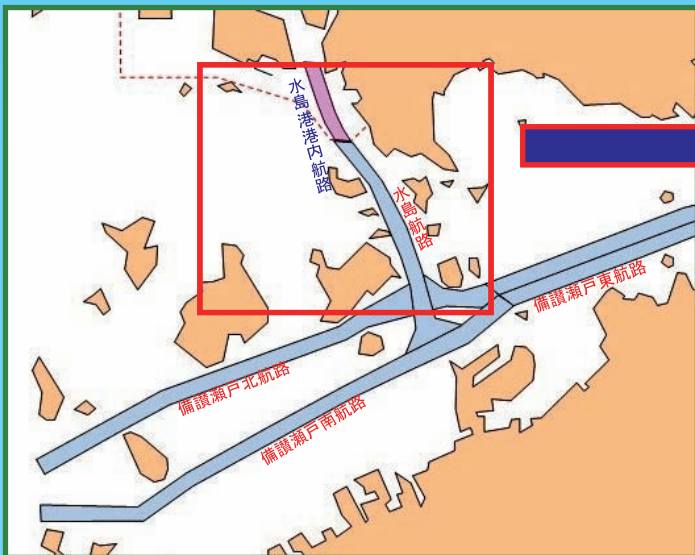
一定条件のもと、港長が認め指示をした管制対象船は、行き先が下津井瀬戸方面または検疫錨地方面である場合に限り、入航信号（I）時であっても港内航路を出航することが可能となります。

### 【管制船からの事前通報】

新たな港内交通管制の導入に伴って、港則法第36条の3第2項の規定に基づき、港内航路を航行して入航または出航しようとする管制船は、入出航予定の前日正午までに水島港長（備讃瀬戸海上交通センター経由）に事前通報が必要となります。

ただし、海上交通安全法第22条の規定による通報〔巨大船等から水島航路航行に関する海上保安庁長官（備讃瀬戸海上交通センター経由）あての通報〕に併せて、当該船舶が停泊し、または停泊しようとする水島港の係留施設を通報したときは、この事前通報は必要ありません。

### 水島港周辺海域略図



# 航路内における管制船と管制対象船との行き会い管制

(船の長さに応じた行き会い管制)

これまでの、管制船(200m以上の船舶)が港内航路を航行する場合、管制対象船(70m以上200m未満の船舶)の行き会いを一律に制限していました。

新たな港内交通管制では、AIS情報を活用の上、一定条件のもと、港長が認め指示をした管制対象船は、出航信号(O)時であっても港内航路に入航、または、入航信号(I)時であっても港内航路を出航することができます。

図1 航路内における管制船と管制対象船との行き会い管制【O信号の場合】

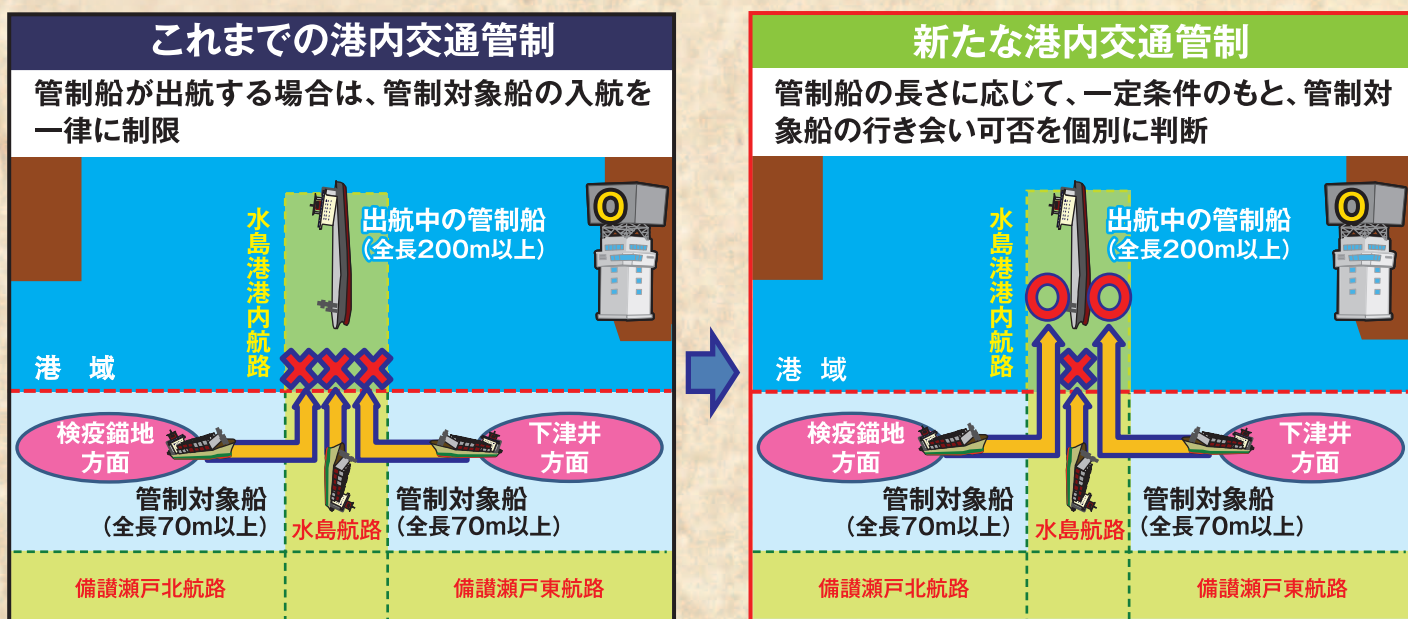
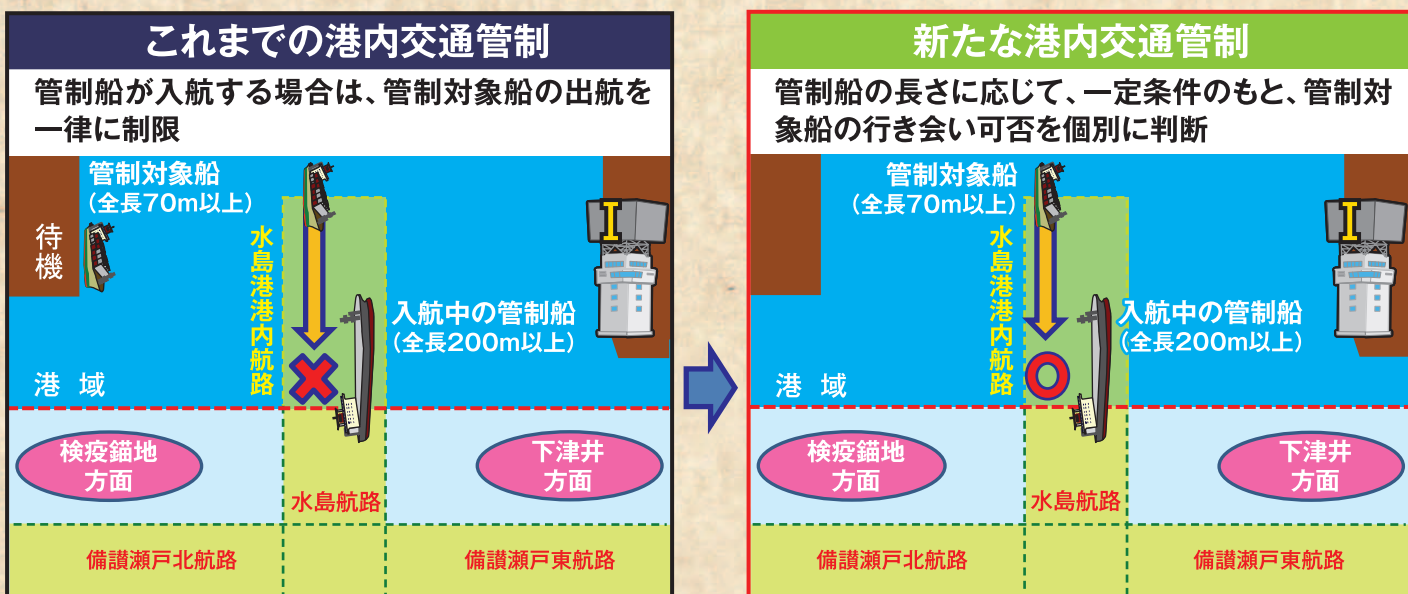


図2 航路内における管制船と管制対象船との行き会い管制【I信号の場合】



※ 1 管 制 船 : 管制信号が入航信号(I)又は出航信号(O)でのみ航路を航行できる一定以上の大きさ(全長200m以上)の船舶

※ 2 管制対象船 : 管制船が航路を入出航する際に行き会いが制限(港長が認めた船舶を除く。)される一定以上の大きさ(全長70m以上200m未満)の船舶

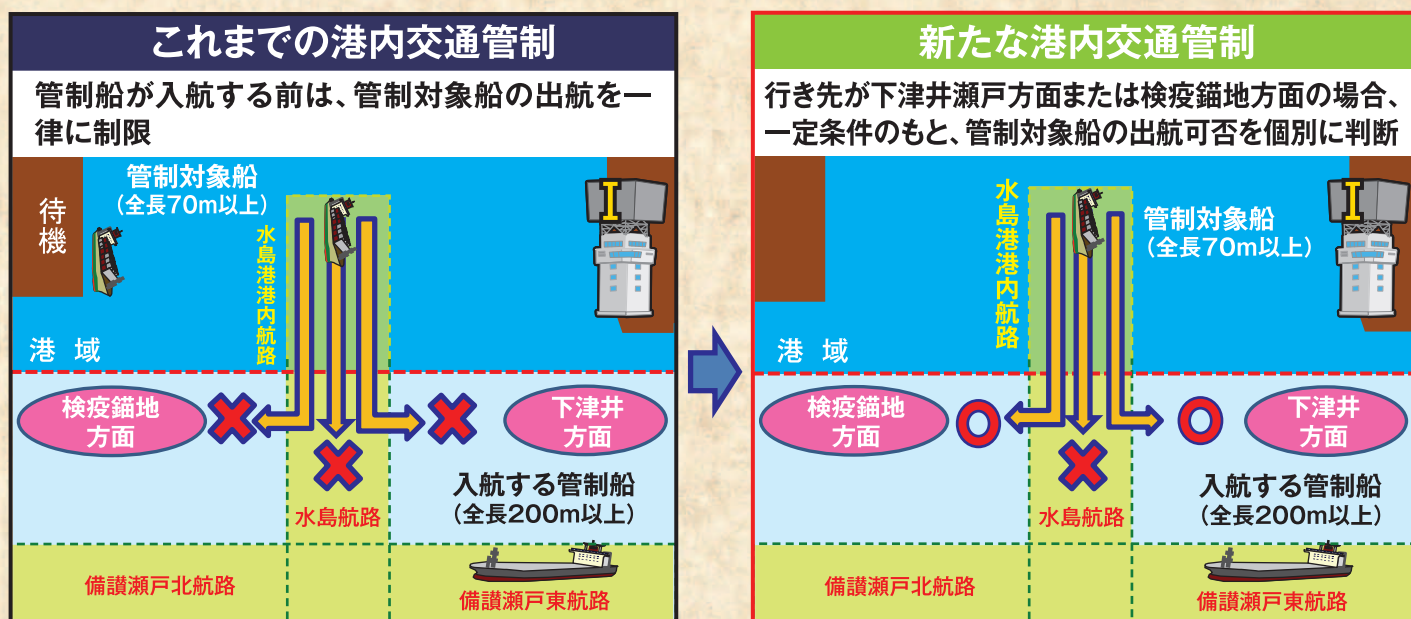
# 管制船が水島航路に入航する前に管制対象船を出航させる管制

(入航信号(I)時における出航管制)

これまでの、管制船(200m以上の船舶)が備讃瀬戸東航路または備讃瀬戸南航路を経て水島航路を北航する場合[入航信号(I)時]、管制対象船(70m以上200m未満の船舶)の港内航路の出航を一律に制限していました。

新たな港内交通管制では、AIS情報を活用の上、一定条件のもと、港長が認め指示をした管制対象船は、入航信号(I)時であっても、行き先が下津井瀬戸方面または検疫錨地方面である場合には、港内航路を出航することができます。

## 図3 管制船が水島航路に入航する前に管制対象船を出航させる管制



## 新たな港内交通管制における管制対象船の通航は次の条件下で行います。

### 【共通事項】

管制対象船のAIS情報が、備讃瀬戸海上交通センターで正常に確認できていること。

### 【航路内における管制船と管制対象船との行き会い管制】

1. 管制船が油送船(注)でないこと
2. 管制対象船が入航する場合は、下津井瀬戸方面または検疫錨地方面からの入航であること
3. 管制対象船の全長  $\ell$  [m] が次の条件式を満たすこと  
$$\ell \leq 800 - 3 \times L \quad (L: \text{管制船の全長[m]})$$
4. 午前9時から日没までの時間帯であること
5. 風速10m/s以下、視程2000mを超え、かつ、潮流は1.5ノット以下であること

### 【管制船が水島航路に入航する前に管制対象船を出航させる管制】

1. 行き先が下津井瀬戸方面または検疫錨地方面であること
2. 視程2000mを越えていること

(注)『油送船』とは、原油、液化石油ガスもしくは密閉式引火点測定器により測定した引火点が摂氏23度未満の液体を積載している船舶または、引火性もしくは爆発性の蒸気を発する物質を荷卸し後、ガス検定を行い火災もしくは爆発のおそれがないことを船長が確認していない船舶をいう。

※ 港長が危険と判断した場合は、上記条件を満たしていても通航が認められない場合があります。

### 行き会い可能な管制対象船の長さ

| 管制船  | 管制対象船  |
|------|--------|
| 200m | 200m未満 |
| 210m | 170m以下 |
| 220m | 140m以下 |
| 230m | 110m以下 |
| 240m | 80m以下  |
| 243m | 71m以下  |

# 新たな港内交通管制の受付手順

## ① 管制船入出航予定の確認

水島港港内航路を航行する管制船の入出航予定は、備讃瀬戸海上交通センターのホームページで、確認することができます。

PC用URL — <http://www6.kaiho.mlit.go.jp/bisan/index.htm>

携帯用URL — <http://www6.kaiho.mlit.go.jp/bisan/m/index.htm>



携帯用QRコード

## ② 申し込みの実施

新たな港内交通管制による航行を希望する管制対象船は、次の方法で、水島港長(備讃瀬戸海上交通センター経由)へ申し込んでください。

### 受付時間

#### 【航路内における管制船と管制対象船との行き会い管制】

管制対象船が港内航路に入航する1時間前から20分前までの間

#### 【管制船が水島航路に入航する前に管制対象船を出航させる管制】

管制対象船が港内航路を出航する2時間前から30分前までの間

### 受付手段

船舶から直接、次のいずれかの手段により、備讃瀬戸海上交通センターまで申し込んでください。

◇電 話： 0877-49-2220 又は 0877-49-2221

◇F A X： 0877-49-1413 又は 0877-49-1156

◇V H F： CH16 呼び出し名称「びさんマーチス」

## ③ 航行可否の通知

航行可否の結果は、AISメッセージのほか、VHF又は電話により、申し込みをした船舶に通知されます。

管制対象船は、AISメッセージのほか、VHF又は電話の通知内容を確認のうえ、航行してください。

## ● 問合せ先

第六管区海上保安本部交通部安全課

〒734-8560 広島県広島市南区宇品海岸3-10-17 TEL 082-251-5111

水島海上保安部航行安全課

〒712-8056 岡山県倉敷市水島福崎町2-15 TEL 086-444-2967

備讃瀬戸海上交通センター運用管制課

〒769-0200 香川県綾歌郡宇多津町青の山3810-2 TEL 0877-49-5537